

マイナンバー（個人・法人番号）等のご提供のお願い

平成 28 年 1 月からいわゆるマイナンバー制度が導入され、その後の個人情報保護法の改正により、平成 30 年 1 月から預貯金口座に個人番号又は法人番号（以下「マイナンバー等」といいます。）を付番することになりました。当組合におきましても、諸手続の際に、組合員様にマイナンバー等のご提供をお願いすることがございます。

つきましては、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. マイナンバー等のご提供をお願いする主な取引は、以下の通りです。

(1) 個人の組合員様

- ・口座開設
- ・出資配当金（ただし、年間の配当額が 10 万円以上の組合員様）
- ・マル優、マル特
- ・財形貯蓄（住宅、年金）
- ・国債

(2) 法人の組合員様

- ・口座開設
- ・出資配当金
- ・定期預金

※ 新規のお取引については、取引開始時にご提供いただきます。

なお、既存のお取引については、各種取引変更時等にご提供いただきます。

2. マイナンバー等のご提供のお手続は、以下の通りです。

(1) 当組合所定の用紙にマイナンバー等をご記入いただきます。

(2) マイナンバー等の確認書類（通知カード、個人番号カード等）及びご本人様確認書類（運転免許証等の公的機関が発行する顔写真付のもの）をご提示いただきます。

※ご提供いただきましたマイナンバー等につきましては、当組合個人情報保護宣言に則り厳格に管理してまいります。

詳しくは、預金課窓口までお問合せください。

東京都職員信用組合
預金課
電話 03-3349-1403
都庁内線 63-742
(平日 9:00~17:15)